

## 第 1 回研究会における主な意見（要約版） （「遺族（補償）等年金」及び「消滅時効」関係）

### 【遺族（補償）等給付】

- 遺族（補償）等年金の受給資格に関しては、まず生計維持要件が設けられていて、被災者の死亡により損害を受けた人の中でも特に被扶養利益を失った人に、まずは受給資格を限定し、さらに、年齢あるいは障害に関する要件を設けることによって、被災労働者の死亡によって損害を被った人の中でも経済的自立が困難な人に受給資格を絞っている。労基法上想定され得る遺族から受給資格では絞って、給付内容を年金化して非常に充実した補償を行っているという制度なのではないか。
- 現行制度の枠組みを前提として、現行制度の下で労災保険が損害の填補、被扶養利益の喪失に対する填補という形で守ろうとしている利益の範囲が、性質がどのようなものなのかというところを整理した上で、議論を組み立て、検証していく必要があるのではないか。
- 地公災の事案について、夫と妻の支給要件に違いがあることについて最高裁は合憲としたが、当時より更に共働き化が進むことなどを考慮すると、将来的にはこの男女差を維持することは困難であり、違憲の疑いも生じ得るため早急に解消することが不可欠。また、その方法については、単に夫についている年齢要件を撤廃すればよいというものではないか。
- 遺族補償は、労働者の業務上の死亡によってもたらされる被扶養利益の喪失を補填すべきものと言われているが、現在の取扱いは生計維持関係を緩く判断されているのではないか。一時金ならともかく、年金について生計維持関係をもし緩く認めて支給を続けているのであれば、疑問がある。遺族補償給付の目的、性格、役割というものを改めて問い直す必要があるのではないか。
- 「被扶養利益」といった表現も含めて、何が損害の填補として求められているのか。労災保険法ができたとき、遺族補償給付ができたときとか年金化されたときとは、事情が異なるので、それを現代的な場面で読み直すことが必要。
- 労基法の災害補償に関する規定と労災保険法の遺族（補償）等給付の規定については配偶者の受給要件や順位が一致していない。これは、労働基準法の遺族補償と労災保険法の遺族補償給付との看過し得ない齟齬ではないか。

### 【消滅時効】

- 令和 2 年に労働基準法が改正されて、そこで消滅時効に関連する規定が改正されたが、災害補償請求権については 2 年という期間が維持されているところ、法案審議の過程等で、5 年後に見直すこととされており、その際には労災保険法の給付請求権との関係も併せて検討するということが指摘されていた。この機会に検討することができるのかと思う。